

土木工事共通仕様書【農業農村整備編】の制定について（平成23年3月14日農村第2125号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

訂正後	現行
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事[略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～20. [略]</p> <p>21. 立会 「立会」とは、監督職員が現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することを言う</p> <p>22. ～27. [略]</p> <p>28. 工事着手日 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>29. 工事 「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。</p> <p>30. [略]</p> <p>31. 仮設工事 「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。</p> <p>32. ～36. [略]</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等～1-1-5 工程表[略]</p> <p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. ～2. [略]</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事[略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～20. [略]</p> <p>21. 立会 「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>22. ～27. [略]</p> <p>28. 工事着手日 「工事着手」とは、現場事務所等の設置又は測量、詳細設計又は工場製作のいずれかに着手することをいう。</p> <p>29. 工事 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p> <p>30. [略]</p> <p>31. 仮設工事 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>32. ～36. [略]</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等～1-1-5 工程表[略]</p> <p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. ～2. [略]</p>

<p>3. 詳細施工計画 受注者は、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p> <p>1-1-7 低入札価格調査対象工事の措置 1. ～2. [略]</p> <p>1-1-8～1-1-11. [略]</p> <p>1-1-12 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から<b>工事用地等の提供を受けた場合</b>、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2. ～6. [略]</p> <p>1-1-13 工事の着手 受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、工事開始日後30日以内に<b>工事着手</b>しなければならない。</p> <p>1-1-14 工事の下請負 (1) ～ (3) <b>(4) 下請負人（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「1次下請負人」という。）は、契約書第7条の2に基づき、社会保険等の届出を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。</b></p> <p>1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 1. ～3. [略]</p> <p>4. 点検 受注者は発注者から1により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。</p> <p><b>5. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施行体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</b></p>	<p>3. 詳細施工計画 受注者は、<b>施工計画書を提出した際</b>、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p> <p>1-1-7 低入札価格調査対象工事の措置 1. ～2. [略]</p> <p>1-1-8～1-1-11. [略]</p> <p>1-1-12 工事用地等の使用 1. 維持・管理 受注者は、発注者から<b>使用承認あるいは提供等を受けた工事用地等は</b>、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2. ～6. [略]</p> <p>1-1-13 工事の着手 受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、工事開始日後30日以内に<b>工事に着手</b>しなければならない。</p> <p>1-1-14 工事の下請負 (1) ～ (3) <b>[新設]</b></p> <p>1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 1. ～3. [略]</p> <p>4. 点検 受注者は発注者から<b>本条1</b>により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。</p> <p><b>[新設]</b></p>
---	---

<p>1-1-16～1-1-22 [略]</p> <p>1-1-23 建設副産物</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事あつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>2. 建設発生土</p> <p>建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。</p> <p>なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書に規定等を遵守しなければならない。</p> <p>3. マニフェスト</p> <p>受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。</p> <p>4. 法令遵守</p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材を工事現場から搬出する場合、再生資源促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 実施書の提出</p>	<p>1-1-16～1-1-22 [略]</p> <p>1-1-23 建設副産物</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に『用いる場合、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事あつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>2. マニフェスト</p> <p>受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。</p> <p>3. 法令遵守</p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材を工事現場から搬出する場合、再生資源促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出</p>
--	---

<p>受注者は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し、<b>監督職員</b>に提出しなければならない。</p> <p>1-1-24～1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 工事完成図</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p><b>3. 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。</b></p> <p>1-1-29 工事完成図書の納品</p> <p>1. 提出書類 [略]</p> <p>2. 電子媒体で提出</p> <p>受注者は、<b>農林水産省制定</b>「工事完成図書の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品に当たっては、「電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」、「電子化図面データの作成要領（案）」、「電子化写真データの作成要領（案）」、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」（<b>それぞれ農林水産省制定</b>）、<b>沖縄県農林水産部制定</b>「電子納品に関する手引き（案）【農業農村整備事業等編】」等を参考にし、<b>監督職員</b>と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html</a>）によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。</p> <p>1-1-30 品質証明 [略]</p> <p>1-1-31～1-1-35[略]</p> <p>1-1-36 部分使用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <b>監督職員による検査</b></p> <p>受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、<b>監督職員</b>による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。<b>なお、契約担当者が必要と認めるときは、中間検査による検査（確認）でもよい。</b></p> <p>1-1-37～1-1-38[略]</p> <p>1-1-39 工事中の安全管理</p>	<p>受注者は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し、<b>発注者</b>に提出しなければならない。</p> <p>1-1-24～1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 工事完成図</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>1-1-29 工事完成図書の納品</p> <p>1. 提出書類 [略]</p> <p>2. 電子媒体で提出</p> <p>受注者は、「工事完成図書の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品に当たっては、「電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」、「電子化図面データの作成要領（案）」、「電子化写真データの作成要領（案）」、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」、「電子納品に関する手引き（案）【農業農村整備事業等編】」等を参考にし、<b>監督職員</b>と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。</p> <p>1-1-30 品質証明 [略]</p> <p>1-1-31～1-1-35[略]</p> <p>1-1-36 部分使用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <b>監督職員による検査</b></p> <p>受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、<b>監督職員</b>による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。<b>なお、中間検査による検査（確認）でもよい。</b></p> <p>1-1-37～1-1-38[略]</p> <p>1-1-39 工事中の安全管理</p>
--	---

<p>1. ～8. [略]</p> <p>9. 表示板の設置 受注者は、公衆の見やすいところに<b>工事内容、工事期間、工事種別、発注者名、受注者名及び連絡先</b>を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p>10. ～20. [略]</p> <p>1-1-40 爆発及び火災の防止</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 野焼きの原則禁止 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。</p> <p>4. 火気の使用 受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p> <p>5. [略]</p> <p>1-1-41～1-1-42[略]</p> <p>1-1-43 環境対策</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 特定調達品目 (1) 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境部品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第10条の規定に基づく「沖縄県グリーン購入調達方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。</p> <p>(3) 受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の不可低減に配慮さ</p>	<p>1. ～8. [略]</p> <p>9. 表示板の設置 受注者は、公衆の見やすいところに<b>工事名、工期、事業主体名、工事請負者名、連絡先、電話番号、及び現場責任者</b>を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p>10. ～20. [略]</p> <p>1-1-40 爆発及び火災の防止</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 野焼きの原則禁止 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。 <b>ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理しなければならない。</b></p> <p>4. 火気の使用 受注者は、使用人等の喫煙、<b>たき火</b>等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p> <p>5. [略]</p> <p>1-1-41～1-1-42[略]</p> <p>1-1-43 環境対策</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 特定調達品目 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境部品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第10条の規定に基づく「沖縄県グリーン購入調達方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>[新設]</p>
---	--

れたものの使用を積極的に推進するものとする

5. ～8. [略]

1-1-45～1-1-46[略]

1-1-47 官公庁への手続き等

1. [略]

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。

ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。

3. 諸手続きの提出

受注者は、2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。

4. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。

受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意を持って対応しなければならない。

5. ～6. [略]

7. 交渉内容明確化

受注者は、交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-48～1-1-50[略]

1-1-51 工事特性等への対応状況の報告

1. 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までこれらを監督職員に報告することができる。

2. なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。

3. 情報化施工とは、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。

4. 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「NNTD」という。）

5. ～8. [略]

1-1-45～1-1-46[略]

1-1-47 官公庁への手続き等

1. [略]

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。

ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。

3. 諸手続きの提出

受注者は、本条2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。

4. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行わなければならない。

受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意を持って対応しなければならない。

5. ～6. [略]

7. 交渉内容明確化

受注者は、本条の交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-48～1-1-50[略]

1-1-51 工事特性等への対応状況の報告

1. 受注者は、工事の施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出することが出来る。

なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。

及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD 又は NETIS には登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。

#### 1-1-52 不可抗力による損害

1. ～2. [略]
3. その他

契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1-1-34 工事中の安全管理及び契約書第 26 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

#### 1-1-53 特許権等

1. [略]
2. 著作権法に規定される著作物

発注者が引き渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

#### 1-1-54 保険の付保及び事故の補償

1. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の効用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、持病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

3. 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後 1 箇月以内及び工事完了後速やかに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-55～1-1-57[略]

#### 1-1-52 不可抗力による損害

1. ～2. [略]
3. その他

契約書第 29 条第 2 項に規定する「己が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1-1-34 工事中の安全管理及び契約書第 26 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

#### 1-1-53 特許権等

1. [略]
2. 著作権法に規定される著作物

発注者が引き渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（平成 22 年 12 月 3 日改正 法律第 65 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

#### 1-1-54 保険の付保及び事故の補償

1. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の効用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、持病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

3. 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後 1 箇月以内及び工事完成時に発注者に提出しなければならない。

1-1-55～1-1-57[略]

**第2章 材料～第3章施工共通事項**

農林水産省版 平成28年 土木工事共通仕様書第2章～第3章を準用する。

**第2編 工事別編**

農林水産省版 平成28年 土木工事共通仕様書第2編を準用する。